

令和元年度
東京都人権プラザ指定管理者評価委員会
議事録

令和元年7月18日（木）
東京都庁第一本庁舎25階117会議室

午前9時58分開会

○川那子課長 ただいまから「令和元年度東京都人権プラザ指定管理者評価委員会」を開催させていただきます。

私は、当委員会の事務局を務めます東京都総務局人権部人権施策推進課長の川那子と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の評価委員会では、平成30年度の指定管理者の管理運営状況について御審議いただきます。長時間の会議となりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、審議・議事録は原則として公開することとなっておりますので、御了解いただきますようお願いいたします。

それでは、会議に先立ちまして、お手元の資料の確認をさせていただきます。

「令和元年度東京都人権プラザ指定管理者評価委員会 会議次第」の下に、本委員会の委員名簿、その下に各資料を御用意してございます。

資料1「指定管理者による管理運営状況評価制度について」。

資料2「東京都人権プラザの概要及び平成30年度管理運営状況」。

資料3-1「所管局による一次評価」。

資料3-2「所管局による一次評価の水準と実績」。

資料4「東京都人権プラザ評価委員会による二次評価（案）」でございます。

それから、参考資料といたしまして、別綴りで次の資料を御用意しております。

参考資料1「東京都人権プラザ指定管理者評価委員会設置要綱」。

参考資料2「東京都人権プラザ指定管理者管理運営状況評価結果」、こちらは平成29年度から始まっていきまして、平成28年度、平成27年度でございます。

参考資料3「東京都指定管理者管理運営状況評価に関する指針」。

参考資料4「平成30年度事業実績」、こちらは合計で34ページまでございます。

参考資料5「公益財団法人東京都人権啓発センターが実施する主な事業区分（平成30年度）」でございます。

さらに、二次評価案の参考として、別綴りで資料や写真を御用意しております。こちらの根拠資料は委員会終了後に回収いたしますので、資料は机上に置いたままで御退席くださいようお願いいたします。

また、平成30年度に実施した各種事業のチラシをその下に、東京都人権プラザ及び公益財団法人東京都人権啓発センターのリーフレットもあわせて置いてございます。

資料の不足はございませんでしょうか。

それでは、会議に先立ち、東京都総務局人権部長の堀越から御挨拶を申し上げます。

○堀越部長 改めまして、人権部長の堀越でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様、大変お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。また、日ごろから東京都の人権施策に御理解、御協力を賜りまして、重ねて御礼申し上げます。

本日評価いただきます東京都人権プラザは、平成29年の2月に港区芝に移転いたしましてオープンし、2年が経過したところでございます。このプラザの運営につきましては、もう御案内のこととは存じますが、指定管理者制度を導入しておりまして、東京都の政策連携団体であります公益財団法人東京都人権啓発センターが指定管理者として管理運営をしております。現在は平成30年度から10年間の指定をしておりまして、その10年間の指定管理期間中でございます。

指定管理者制度は、これも今さら申すまでもないかもしれませんが、民間事業者等のノウハウを活用することによりまして、住民サービスの質の向上を図ることで施設の設置目的を効果的に達成することを目的としております。指定管理者の管理状況の評価は、管理運営状況を厳正に評価するとともに、指定管理者の新たな取組や努力している部分などを正しく評価することによって、指定管理者がサービス改善に向けた意欲を高めていくという側面もでございます。

本日、委員の皆様には、平成30年度の東京都人権プラザの管理運営状況について御審議いただき、評価をお願いしたいと存じます。人権プラザの管理運営がより適正かつ効果的に行われますよう、忌憚のない御意見と厳正な評価をいただければと思います。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○川那子課長 次に、委員の皆様を御紹介いたします。

東京都総務局総務部長の西山委員でございます。

東京都教育庁総務部人権教育調整担当課長の磯崎委員でございます。

弁護士の高田委員でございます。

公認会計士の泉澤委員でございます。

筑波大学名誉教授の菱山委員でございます。

では、ここで、本委員会の役割について確認させていただきます。

本委員会は、東京都人権プラザを管理する指定管理者の管理運営状況について、総合的かつ客観的に評価していただくために開催するものでございます。

評価していただくのは、年間を通じた管理運営状況ということで、今回は平成30年度の管理運営状況が対象となります。

委員の構成は、都庁内の委員2名、外部委員である学識経験者3名から構成されておりまして、委員長は総務局総務部長を充てることとしてございます。

なお、本委員会の定足数は、委員の過半数の出席かつ外部委員の過半数の出席が必要となりますが、委員皆様御出席いただいておりますので、定足数を満たしておりますことを御報告させていただきます。

ここから先の会議進行につきましては、西山委員長にお願いいたします。

それでは、西山委員長、お願いいたします。

○西山委員長 改めまして、東京都総務局総務部長の西山でございます。設置要綱によりまして、当委員会の委員長を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

これから皆様の御協力のもとに円滑な議事運営に努め、人権プラザの指定管理者である公益財団法人東京都人権啓発センターの管理運営状況について適切な評価を行ってまいりたいと考えております。

それでは、会議の次第に従い、会議を進めてまいります。

まず、指定管理者の評価制度、東京都人権プラザの概要、一次評価の結果について、事務局から説明をお願いします。

○川那子課長 では、まず、東京都における指定管理者の評価制度について御説明いたします。資料1「指定管理者による管理運営状況評価制度について」を御覧ください。

「1 評価制度の目的」は、指定管理者制度を導入した施設の管理運営状況について、第三者の視点を含めた評価を実施し、都民サービスの一層の向上を図っていくこととございます。

「2 評価の流れ」でございますが、まず、一次評価として所管局による客観的評価を実施しまして、次に、二次評価としまして評価委員会、この委員会による専門的な評価を実施し、その結果に基づき、所管局による総合評価を決定し、指定管理者に評価結果を通知するとともに公表いたします。

「3 一次評価（所管局による客観的評価）」でございますが、一次評価では、施設の設定目的などを踏まえて、確認事項を設定してございます。各項目について、報告書、ヒアリングなどの結果を踏まえ、果たすべき業務の水準の達成状況を2点から0点までの3段階で評価してございます。各確認項目の得点の合計点に基づき、一次評価をS、Aプラス、A、Bの4段階で決定いたします。

4としまして、次ページでございますが、本委員会の二次評価では、一次評価の内容を踏まえ、管理運営状況や事業効果、その他について専門的な評価を行っていただきます。委員会においては、所管局に対して指定管理者のサービス水準の向上などについて助言もできます。また、東京都人権プラザは、指定管理者として、公益財団法人東京都人権啓発センターを特命選定してございます。指定管理者を特命選定した施設については、一次評価で分析した特命要件継続の状況について、二次評価において報告することとなっております。特に東京都政策連携団体に特命選定した施設については、特命要件継続の有無について、二次評価においても明確化し、分析することとさせていただきます。東京都政策連携団体とは、東京都の制度改正により、これまで監理団体として位置づけられていた団体のうち、都庁グループの一員として、政策実現に向け、都と連携する出資団体が新たに位置づけられたもので、東京都人権啓発センターは東京都政策連携団体に指定されてございます。最後に、本委員会として、二次評価をS、Aプラス、A、Bの4段階で決定していただきます。

次に、東京都人権プラザの概要について御説明いたします。資料2「東京都人権プラザの概要及び平成30年度管理運営状況」を御覧ください。

人権プラザは、東京都人権プラザ条例に基づき、都が人権啓発の拠点として平成14年に

設置してございます。

施設の概要につきましては、3に記載してございます。所在地、面積、施設は御覧のとおりでございます。

指定期間は平成30年4月1日から令和10年3月31日までの10年間で、今回評価の対象となるのは、平成30年4月1日から平成31年3月31日の1年分でございます。

施設の概要につきましては以上です。

次に、管理運営でございますが、5に記載のとおり、施設・設備の保守点検や施設の補修・修繕を実施してございます。

運営状況につきましては、6を御覧ください。平成30年度の展示室と図書資料室の年間利用者数は合計で9,576人でございます。

展示事業といたしまして、常設展示・クローズアップの展示の運営のほか、企画展を4回実施してございます。

右側に移りまして、(3) 図書資料等の閲覧・貸出についてでございます。貸出数は、図書資料、DVD等、それぞれ1,495冊、413本でございます。

(4) 図書資料室関連事業でございますが、3回実施してございます。図書資料室で所蔵している図書や絵本を活用し、読み聞かせなどを行う事業で、図書資料室の利用促進を目的として実施するものでございます。

(5) 人権問題都民講座としまして、第1回の「東京のイスラム社会」ほか全6回を実施してございます。各回において講座の内容に合わせたフォローアップ事業を実施しております。具体的には、専門委員による関連課題の解説などでございます。

(6) 人権啓発指導者養成セミナーとしまして、学校、企業における指導者の養成を目的としたセミナーを1回ずつ実施しております。

(7) 子供人権教室を2回実施してございます。主に小中学生を対象としたワークショップ形式の人権教室でございます。

(8) 学校、自治体からの依頼に応じて展示物の解説等を行う人権学習会を合計126団体に対して実施しております。

(9) 人権相談事業として、人権に関する一般相談と法律相談を実施するとともに、平成30年10月からは、増加するインターネット上の人権問題に対応するため、インターネットにおける人権侵害に関する法律相談を新たに開始いたしました。相談件数の合計は1,280件でございます。

東京都人権プラザの概要及び管理運営状況の説明は以上でございます。

なお、事業の概要及び各種事業のチラシを参考資料としてお付けしてございますので、御参照いただきたいと思います。

これらの管理運営状況や報告書、ヒアリングなどの結果を踏まえ、所管局による一次評価を実施いたしてございます。資料3-1「所管局による一次評価」と資料3-2「所管局による一次評価の水準の実績」を御覧ください。

まず、資料3-1で御説明いたしますが、1ページ目の3にございます人材育成の取組についてでございます。人材育成の基本理念として、人材育成基本方針を策定して人材育成に努めるとともに、職員研修基本計画及び職員研修実施計画を策定し、計画的かつ効果的な職員育成に努めました。

4の施設の補修・修繕につきましては、展示室のUPSバッテリーやモニターの不具合が起きた際に、都と連携して適切に対応いたしました。

それから、下半分のところでございますが、法令等の遵守につきましてでございますが、個人情報保護、情報公開について、方針や要綱等を定めて適正に対応してございます。個人情報の漏洩事故はございません。

次に、2ページに移ります。安全性の確保でございます。受付職員が巡回と目視点検を行うとともに、各種マニュアルや点検表等を作成し、安全性の確保に努めてございます。利用者に影響が生じる事故等は発生しておりません。

14、防犯への配慮・緊急時対策でございます。平成30年度は受付等に設置されている警報ブザーについて、鳴動検査を実施するとともに、緊急時に押しやすい位置に変更いたしました。

それから、下の方ですが、適切な財務・財産の管理でございます。17、収支状況でございますが、平成30年度の収支済額は1億237万4000円、自己収支比率は61.71%で、対前年度比は88.61%でございます。求められる水準は、対前年度比90%超でございますが、指定管理者の評価について示されている手引により、達成率がおおむね90%以上、110%以下の場合が水準どおりの評価となります。求められる水準である対前年度比90%の9割、すなわち81%を超えているため、水準どおりとしてございます。

3ページを御覧ください。事業実施・利用の状況でございます。21番、利用者数でございます。平成30年度の展示室と図書資料室の利用者数の合計は9,576人で、対前年度比116.14%でございます。先ほどの手引により、水準に対する達成率がおおむね110%以上の場合に水準を上回る評価をするものとされていることから、こちらの評価は水準を上回るとしてございます。

22、人権相談の実施状況についてでございます。平成30年度の相談件数の合計は1,280件で、対前年度比126.98%、先ほど申し上げた評価の考え方にに基づき、こちらの項目も水準を上回るとしてございます。さらに、増加するインターネット上の人権問題に対応するため、平成30年10月よりインターネットにおける人権侵害に関する法律相談を新たに開始してございます。

23番、指定管理者による提案事業等の実施でございます。学校、自治体等からの依頼に応じて、展示物の解説等を行う人権学習会を合計126団体と、平成29年度の110団体を上回る数の団体に対して実施いたしました。企画展示全3回は、新進の写真家による写真展を2回、路上生活を送った日系アメリカ人の絵画展を1回実施いたしました。また、子供の自殺が多いとされる8月下旬から9月1日には、いじめ等により亡くなった子供たちのメ

ッセージ展を行いました。セミナールームでは、イスラム社会やラップ等、様々な観点から人権について考える都民講座を全6回実施いたしました。参加者数618名。子供人権教室として、夏休みの自由研究としても活用できる「アイヌの楽器ムックリ」作りのワークショップ形式の教室等を実施し、子供に親しんでもらえるよう工夫いたしました。参加者数119名でございます。さらに、指導者養成セミナーとして、企業の人権研修担当者を対象にした日米比較の観点から、職場のハラスメント対策を考える講演会を開催いたしました。参加者数は121名です。

図書資料室については、アイヌや多文化共生をテーマとして、収蔵している絵本・書籍に関連する講座や専門図書について考える講座を3回実施し、図書資料室の利用を促進いたしました。参加者数は199名でございます。

4ページを御覧ください。サービス内容の向上でございます。27番、利用者の満足度でございます。施設利用者アンケートによれば、施設全般の総合的満足度については、十分満足及びまあ満足の合計が99%、785人のうちの781名ですが、高い評価を得てございます。

28番、利用促進への取組でございます。最寄りの都営地下鉄の3駅に電飾看板を新たに掲出し、PRの強化を図りました。

29番、苦情、意見等への対応でございます。トイレの位置を尋ねる来館者が多かったため、セミナールームの近くのドアの横にトイレ表示を設置し、来館者の利便性向上に努めました。

次に、下の段の行政目的の達成についてでございます。配点が2倍の2項目について御説明いたします。

32、都の政策と連動した事業の実施でございます。東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例の制定を受け、都と調整の上、啓発パネルを作成いたしました。

33、都の実施策への協力でございます。東京ウィメンズプラザの人権啓発行事にパネルの出張展示を行いました。

5ページを御覧ください。以上の各項目の合計点は37点でございます。S、Aプラス、A、Bの4段階評価のうち、Aに該当いたします。

次に、特記事項、要改善事項はございません。特になしということでございます。

最後に、確認事項でございます。先ほどの手引では、指定管理者の財務状況及び特命要件の継続について確認することとされてございます。

まず、指定管理者の財務状況については、適切な管理・運営のチェックがなされるとともに、安定的な財務運営が行われているとしてございます。

次に、特命要件の継続についてでございます。1点目として、都が設立した監理団体であり、都が指導監督を行っているため、事業の中立性・公平性は担保されてございます。

2点目といたしまして、理事会や評議員会の構成員は幅広い分野から選出されており、様々な人権課題に対応できます。

3点目としまして、東京都人権施策推進指針に掲げる人権課題全般にわたる活動実績並びにプラザに類する施設の管理運営及び人権相談業務実績を有します。

4点目としまして、人権啓発センターは人権プラザの指定管理を続けており、人権プラザの管理運営事業に良好な実績、Aでございますが、でございます。

以上から、人権啓発センターを指定管理者として特命選定する状況は継続していると判断してございます。

所管局による一次評価の結果は以上でございます。

○西山委員長 それでは、ただいまの事務局からの説明について、御質問、御意見等をお願いいたします。多くの資料だったのですけれども、どちらからでも結構でございますので。

泉澤委員、お願いいたします。

○泉澤委員 顧問税理士の指導を受けている、適切にやっていますと書いてあるのですが、参考資料一覧の25ページを見ていただくと、バランスシートの貸借対照内訳表というのがあって、収益区分のところは現金預金が405万6000円、流動負債、すぐ払わなければいけないのが460万665円なので、実はこれ、資金ショートなのです。流動資産と流動負債を比べて、流動資産のほうが少ないというのは、払うお金が足りないということなのです。3月末現在。これは1500万円ほど、収益事業から他の会計へ振替をやっています。勘定だけではなくて、現預金も動かして振り替えているので、収益会計は、損益計算書の29ページを見ると、他会計振替でマイナス1500万円と振っているのですが、その結果、正味財産が357円しか残らないと、きれいにまとめたつもりなのでしょうけれども、実は、プロからすると、現金預金不足でマネジメントができていない会計だねという話になるのです。

だから、適切に顧問の人に指導を受けているというけれども、税理士は税務申告がプロなのであって、これは、ここの団体の経理なり、財務担当の責任者がちゃんとマネジメントをしなければいけないという話ですので、足らず米をほかの会計から一時借りることなのですね、お金を。公益の金は借りられないから、法人は他から借りて支払いをやることになります。実際の実務は、恐らく支払いは、法人全体で払ってということで、現金には色はないからということでやっちゃっているのではないのでしょうか。そうすると、財務担当の人が、ちゃんと分けたときにどういうバランスシートになるかをわかった上でやってもらわないといけません。だから、これは他会計へ振り過ぎてしまったということなのです。ほんのちょっと、600万円ぐらい振り過ぎた。振ってなければ、ちゃんとこっちも、バランスシートも、収益事業のところもちゃんとした格好で残るねという話なのですが、別に収益事業は、財産残ってもいいのですから。多分、監事も適切だと証明しているのだと思うのですが、私は公益法人、国の外郭の幾つか、監事やっていますけれども、一応、財務を見てくれということで、こういうのはすぐ直しなさいと言って、だめと言って、こういうのは認められないです。

なぜかという、わかっている人が、国の関係のこういうものはでかいので、民間の社長さんらがメンバーであつたりするから、意外と経理とか財務をよく知っていて、変じゃないのと、ぱつと言われてしまうのです。これは東京都と外郭団体だけだから、意外と経理に強い人がいないかもしれないので、よくよくマネジメントを担当する人には、もう直せないと思うのですけれども、今後、注意をしてくださいということがまず1点。普通なら、これはやり直しだよねというぐらいのレベルなのです。資金ショートするバランスシート作ってどうするのだというのが、本当は東京都からその団体へ言わなければいけないことです。

それから、今度、インターネットによる法律相談をやったのですけれども、まだ件数は少ないですけれども、これは個人情報保護で大丈夫だと宣言しているのですけれども、その辺は取組として、本当に大丈夫なのでしょう。例えば、あるSNSでは受け付けませんよとか。申し訳ないけれども、今、そのSNSが普及していますけれども、私はそれはやらないようにしている。それは、中の情報が取られる可能性があるよというのをある人に聞いたから、その人を信用して私はやらないようにしています。だから、この辺は具体的にはどうなっているか、ここの場ではわからないかもしれないですが、どんどんインターネットでつながってしまいますので、そうすると、こちらで持っているデータ、いろいろな人権に関するデータは、オフラインになったところで管理しているのか。オンラインのところまで管理していれば必ず抜かれる可能性がありますので、その辺は大丈夫なのでしょうかとこの質問です。

○西山委員長 わかりました。ありがとうございます。1つは御意見ということで、バランスシートに対する御意見、それから、もう一つはインターネット相談に関する情報の保護の関係の質問ということで、1点目のほうも含めて、何か事務局でお話しできることがあったらお願いいたします。

○川那子課長 まず、財務会計、御指摘、御意見等賜りまして、センターへも伝えまして、今後、そのような会計区分について、資金ショート等、気をつけるようにいたします。ただ、御指摘のとおり、既に理事会、評議委員会で審査も受け、監事の承認も受けたもので、会計としては、今年度につきましてはもう適切に行ったものとして終了しておりますので、今の御意見は次年度以降に生かしていきたいと考えています。

2点目のインターネットの相談でございますが、まず、SNS等の通信手段で相談をやりとりすることはしておりません。昨年度もセキュリティについて御指摘いただいておりますけれども、きちんとセキュリティ対策を行っておりますので、その辺については対応してございます。完璧ではないのかもしれませんが、個人情報漏洩のリスクを下げる方策について、多方面から今後も検討していきたいと思っております。実際にはインターネットで調べる必要があるので、オンラインでつながって、様々なことを調べることはしてありますが、ネットワークの保守業者からヒアリングを行いまして、必要なセキュリティ対策、ファイアーウォールですとか、ウイルス対策ソフトの導入、ファイルサーバーへの

アクセス権の付与、それから、オペレーティングシステムのセキュリティパッチの最新状態の維持などを行っております、個人情報オンラインで管理することはごく一般的であることから、問題ないと、そのようにシステム保守業者からはアドバイスいただいておりますので、御指摘を踏まえて万全の対策をその後とっておりますということでございます。

○泉澤委員 つないでいる以上、万全だと言っても必ず破られるので。私、SEさんが昔、見ていてくださいと言って、何重にもファイアウォール等で防御されているところへ、入ってみますからって、ばーんて入れてしまうのですね。怖いのですよ、やはり。だから、絶対漏れてはいけない人権の情報はオンラインのサーバーには置かないで、そこからこっちへ動かして、オフラインでもう一つ持っているかというぐらいに、特に人権情報なので、それが東京都から漏れたということになったら大騒ぎになってしまいますので、くれぐれも管理の仕方をもう一度相談して、本当に大丈夫ねというのを確認だけとっておいてくださいね。

○川那子課長 承知いたしました。

○西山委員長 ありがとうございます。

ほかにごございますでしょうか。どうぞ、菱山委員。

○菱山委員 泉澤委員の話とも関連するのですが、前から難しいのは、人権センターが管理してプラザを運営しているわけですね。そうすると、人権センターで独自の事業もあることは前から聞いているわけで、そのあたりの、例えば、人員配置などはどうなっているのか、よくわからなくて、専属なのか、人権センターといろいろ関わりで両方やっておられるのか。そうすると、費用的な配分はどうなっているのかがよくわからない。それから、自前の費用に対して、東京都の費用はどれぐらいの比率になっているのか。どこか、資料ありましたか。だから、自前で何かやれることがあってやっているのかどうか、ちょっとわからない。そういったあたりの費用がどういう組立てになっているのか。特に私は会計は素人ですので、わかりません。大ざっぱに、何となくそういったところが見えにくい。前もちょっとそういうことはお話しした。だから、そのあたりがもう少しわかればなということが1つ。

それから、また関連ですけれども、ネット上のセキュリティの問題はなかなか大変ですね。私もSNSはやっていますけれども、どこかで抜かれても困るようなことは一切書き込まないという前提でやっています。ほかのをやっても、携帯は中国製を使っているのですが、全部中国に抜けているだろうという話はとっくの昔からあって、何かと厄介。東京都は独自のサーバーを持たれて、独自にやられているのだと思うのですが、そのセキュリティはさらにITを駆使して対応すべきかと思えます。

いずれにしても、まず最初に人権啓発センターとプラザとの、そのあたりの費用的な問題、人の配置の問題等、どういう形になっているのかが見えない。それから、もう一つは、さっき言いましたように、人権センター独自のものがあるとして、何か独自の、別途費用

の入るものがあるとするならば、都のほうで賄っている費用と独自費用とはどれぐらいの比率になっているのだろうかとか、そういったことをまずお願いしたい。

○西山委員長 わかりました。では、1点目の人員配置の問題ですとか、費用負担の関係の問題については御質問ということで、セキュリティのほうについては、非常に大切なことなのできちんとやってほしいという御指摘ということでよろしいでしょうか。

では、事務局で1点目の質問についてお願いいたします。

○川那子課長 まず、東京都人権啓発センターの人員についてでございますが、全体としましては、今、体制としては16名おまして、理事長、専務理事が役員としておまして、あとは常勤の職員数として11名、非常勤が3名の体制でございます。職員のうち、都の派遣職員が6名でございます。

事業区分につきましては、参考資料5にお付けしてございますけれども、参考資料の最後のペラ1枚でございますが、指定管理として実施する事業と、東京都からの補助金の対象となる事業、それから、東京都人権啓発センターの自主財源により実施する事業の3つをこちらで掲載してございます。普及啓発に関する事業については補助金の対象となる事業で、今、御説明いたしました事業、啓発行事ですとか、ラジオ番組の提供、広告を行っております。それから、自主財源では人権啓発行事、また、講演・講座・研修等及び相談に関する事業につきましては、指定管理として実施する事業が多うございます。こちらは①から⑤まで掲げてございます。

○菱山委員 5というのは。

○川那子課長 参考資料5でございます。「令和元年度指定管理者評価委員会」。

○菱山委員 わかりました。

○川那子課長 一番左側に指定管理として実施する事業、真ん中に東京都からの補助金の対象となる事業、公益財団法人東京都人権啓発センターの自主財源により実施する事業と3つに分けて、普及啓発、講演・講座・研修等及び相談に関する事業、それから、情報収集等の事業という形で区分を掲げてございますので、こちらの内容でやってございます。

○菱山委員 費用的にはどうなっていますか。

○川那子課長 費用的には、お付けしております参考資料4の「平成30年度事業実績」の中の26ページを御覧いただきますと、正味財産増減計算書がございます。こちらが一番上の一般正味財産増減の部の1、経常増減の部の(1)経常収支のところの項目の5つ目に受取補助金等ということで東京都からの補助金が8960万4765円、それから、受取として、人権プラザ事業収益として1億237万3528円、こちらは東京都からのものでございます。収入全体としまして2億1005万3585円ですので、2つ足しますと1億9197万8293円なので、2億1000万円のうち1億9200万円ぐらいが東京都からのもので、それぞれ補助金と事業部分として、御覧の金額で賄われております。

○菱山委員 大まかには50%ぐらい。

○泉澤委員 いや、90%。

○菱山委員 今、聞き違えました。90%が東京都・・・。

○泉澤委員 東京都の、お金です。

○菱山委員 あと10%はどういう収入から来るのでしょうか。そこまで聞いていいのか、聞かないほうがいいかわからないですが、以前から質問はしているところですが。どこでどうなっているのかという。

○川那子課長 先ほど申しあげました参考資料5の東京都人権啓発センターの自主財源により実施する事業としましては、人権啓発行事及び人権週間行事でございますので、収入を得たものについて、その収入で事業を行っておりますね。それから、人権問題研修講師出向事業として、専門の講師がいらっしゃいますので、その講師の方が様々な求めに応じて、民間企業ですとか、様々な団体に行って講師を行っておりますが、その人権問題研修講師出向事業ですとか、あとは特別区からの要請に基づきまして特別区の講師要請研修を行っております。そういうものにつきましては、講師の派遣料等、収入を得て、その収入をもって事業を行っております。

○菱山委員 人権啓発センター自身が、東京都が公認した人権啓発センターであるみたいなことに位置づけられるわけですか。だから、東京都の第3セクターみたいな話になるわけですか。

○堀越部長 先ほどいろいろ説明の中で、政策連携団体というものが東京都には、人権啓発センターに限らず、何団体かありまして、都の政策と密接にかかわって施策を、一緒に協力してやっていくという位置付けに、この人権啓発センターはなっていますので、今日御議論いただいている施設の管理運営だけではなくて、人権の啓発というのも人権部だけでやるにはなかなか十分できないので、より現場に近く専門家もいますので、それは都から補助金を出して、そのお仕事もやってもらっている。それが実際、大部分で、多少、自分たちの稼いだお金を使った事業も少しはやっていると、そんなふうに理解していただければと思います。

○菱山委員 10%程度という。その位置付けが、これはもう繰り返し言っているのですが、どうもはっきりしているような、しないようなですね。だから、政策連携団体というように外郭団体というわけではない。

○堀越部長 外郭団体という名称は、俗称といいますか、政策連携団体もそういったものに近いものというふうに考えてございます。職員も派遣されていますし。

○菱山委員 外郭団体などだと、100%補助でやっているところもあります。都からの派遣は6名ぐらいということなのですね。人権啓発センターと東京都の関係性を、そのあたり含めて、もう少しはっきりしておかないと、費用を出す上で、なかなか難しい点もあるのかなと思います。もしそうでなくて、最初の立ち上げが東京都の政策何とかと関係なく立ち上がった団体であるとするれば、では10%というのは何なのだという問題も出てくるのではないかなと思います。厳密に言えばですね。そういったことが先ほどの泉澤委員がおっしゃっているような運営関係の費用にも微妙な問題が反映するのかなと思います。人権啓

発センターと東京都の位置づけですか、そのあたりはもう少し明確にしておいたほうがいいかなと思います。

それから、もう一つは人員ですが、プラザの担当専門という方がおられるのでしょうか。
○堀越部長 先ほど申し上げたように人数が少ないので、専門というよりは、指定管理の仕事も、補助金でやっている仕事も、1人の職員が両方やるような状況もありますし、職員が分かれているということではないです。

○菱山委員 人権プラザとセンターと両方兼務してやっているということですね。それはしょうがない。人権啓発センターというのがあって、それから、プラザというのがあって、プラザを動かしていくのをセンターが管理していますという形のほうがすっきりするのでしょうかけれども、費用的には二重になって、あまり意味がないので、そこは理解ができる。ただ、そこが本来ならば分かれています、例えば、民間企業だと、まず民間企業があって、別に人権プラザがあって、その民間企業がこのプラザを管理できますということで運営管理をそこに依頼している。しかしセンターとプラザでは少しわかりにくい。なかなかわかりにくいシステムだなという感じはするのですね。政策協力の団体というような、連携団体ですか、そののところはもうちょっと明確にされている必要があるのではないかと。

それから、厳密に言うと、本来は、プラザはプラザで、センターがあって、センターが独自にあるプラザを管理すると。極端なことを言うと、人権啓発センターでなくたって、別の民間会社が、そのプラザをうちら管理できますと言え、それはそれでいいということですね、極端に言えば。ただ、全体を見回してみると、今のところ、人権センターしかプラザを管理運営できるものがないので、ここにしますということだと思えるのですけれども、そこは十分な説明が必要だと思います。イメージ的にはなかなかわかりにくい。しかし先ほどの説明で大体わかりました。どうもありがとうございました。

○泉澤委員 本当は、一番簡単なやり方で法人に全部寄せているのですよ。マネジメント上は、債務はこれでいいのだけれども、例えば、公益の中でも補助金でやる事業と、単独で公益事業もやっている事業と、こちらから関連団体としてお金をお渡ししている分等があるわけです。人件費コストを全部法人に寄せていますが、実は人員配置は兼務をいっぱいやっているのです、何年に一回見直しで配付計算をやってコスト負担させることが必要です。管理上はそうやって説明をできるように体制を作っておかないと、都民から問合せが来たときに、決算書で答えていると、わかりませんね。決算書は表向きの財務指標なので、どういう管理の仕方かわかりませんね。私が国の関係で担当しているのはそういうふうにやらせているのですよ、マネジメント上は。会員のお金も入れば、補助金が国から来たときもあれば、ないときもあれば、いろいろなお金が入るので、それに伴う事業を、公益事業なのか、収益事業なのか、その中でさらに区分して、人員は少人数で、国の関係はみんなやっているから、配付計算どうするのだと。いろいろな経費も、直下できるもの以外は配付計算をある程度して、マネジメント上、管理上はちゃんとやっていますよということにしないとイケません。公金が入ったことについて問い合わせが、国民とか都民から来た

ときに、マネジメントでやって、ちゃんと大丈夫ですというふうに、特に財団なので、評議委員会があるので、実はその場でマネジメント上、ちゃんと事業計画に基づいてやって、こうなっていますとやるのが本来の事業報告です。ただ、そうすると、細かな管理資料を作らなければいけないから、要は管理がそこまで細かくできていますかという話ですけれども、それは要検討ということにしておいてください。今、やりなさいとは言わないけれども、問合せが来たときに、それをやっていないと答えられない。これで答えても、わかりませんということになってしまうので。というのは、受取東京都補助金も、人件費見合いで法人の会計に1300万円という収益を区分していますね。これは多分、人件費を法人に全部寄せてしまっています。それは私はわかりますけれども、マネジメント上は実際こうですというのをやっておかないと、その振り方が、人、そんなに要らないんじゃないのとか、そんな話にもなりかねないので、そこに人を雇うために補助金出しているのとか言われかねないので、気をつけられた方が、マネジメントはこういうことですよということをやっておいたほうが良いと思います。

○西山委員長 この数字は別として、質問があった時は説明できるようにと、そういうことですね。

○泉澤委員 マネジメント上はちゃんと数字と事業と人数と、ひもつきでちゃんと管理しています。ただし、いっぱい兼務しているから、それは何年置きに見直しで配付計算で、それも理事会なのか、評議会なのか、一応、確認なりはいただいていますということで、ちゃんと粛々とやっています。でも、マネジメント上の資料は表へ出すものではないので、ただ評議委員会では、マネジメントについて意見をお伺いということなので、本当はそこでこういうものを出していかないといけません。評議員にどういう方がいらっしゃるか、ちょっとわからないですが。

○西山委員長 どうぞ。

○菱山委員 今の関連ですが、2年ほど前だと思いますが、それ以前には評議員の方の一覧表が載っていたと思います。この報告書の中にですね。最近は全く評議員の名前が載っていない。何か評議員は表に出してはいけないというのがあるわけですか。

○泉澤委員 それはないですよ。

○川那子課長 特段ございません。

○堀越部長 逆に、今、情報公開をしていこうということなので、例えば、ホームページとかには名簿を載せています。特に深い意図があって資料から名簿が除かれているわけではないです。

○菱山委員 何年か前には評議員の方の一覧表があつて、私の知っている方も何名かいたり、有名な方たちですね、たしか。

○泉澤委員 そうです。そうそうたるメンバーの方だったように記憶しています。

○菱山委員 そういう方たちが横並びでいて、これでいろいろ内容を議論したのか、もし評議員で何かあるなら、一回、評議員の方々がどういう意見を出しているのか、ちょっと

聞きたいと言ったことがあるので、あの菱山ってうるさいというのでなくしたのかもわかりません。

○泉澤委員 例えば、今回、新しい準備金を積んでいます。これはどこにも、事業報告の内容でも、こういう目的で新規に準備金をちゃんと評議員会等で決議をいただいて積むことにいたしましたとか、全く何も書かれていないから、情報が足りないなと思ったのだけれども、多分、ちゃんと決裁はされているのですね。

○菱山委員 理事長がいて理事会があるのですでしたか。理事会でも、どういう話がされたのかなど、聞いてみたいと思います。

○泉澤委員 運用準備資金は1500万円、新規に公益目的で積む。では、何の運用準備資金なのだろうとかね、何も書かれていないから、この事業報告の中に。新たに積んだときには、こういう目的で準備するために積みましたと、一言ぐらい書いてあってもよさそうなのですが、やってきたイベントは一生懸命書かれているのですが。だから、財務的に情報が、さっき言ったように、税理士はあくまでもらった数字で申告するかどうかというのがプロなので、マネジメントを会計にどうやって反映しているかというのはちょっと違うのですよ。ちゃんと税務はやっていただいていると思うのですけれども。新たに積んだ1500万円は何の準備資金ですか。それも公益目的で積んだ、これはパラリンピック向けなのか何なのか、ちょっとよくわからないなと思って。何も書かれていなかった。

○西山委員長 今のところは、事務局、今すぐ答えられますか。

○川那子課長 準備金の1500万円につきましては、もちろん理事会の承認を得て積んでございまして、センターの様々な教材、図書等が老朽化しているということがございまして、例えば、その教材、今、御家庭にもないかもしれないVHSの教材がたくさんあつたりしますので、そういうものを最新のものに置きかえていくためですとか、使うに当たっては、どのような計画に使うというのは、もちろん理事会の承認を得ながら使っていくと。

○高田委員 泉澤先生がおっしゃったように、収入も支出も全部が一緒くたになっているのですね。何のためのお金で、何のために振り分けているかという、きちんとした流れを説明できるような形にさせていただかないと、これだと説明が都民にできない感じですね。私も今、初めて、指定管理として実施する事業と、補助金からの事業と、あと独自の事業があることを知り、それぞれのお金をどう使っているかがはっきり見えないと思いました。先生がおっしゃられたように、もちろん人員は同じですし、割合で計算しなければいけないところは確かにあると思うのですけれども、事業として、直接これにかかった費用というのはそれぞれあると思うので、そこはやはり目に見える形で把握しておく必要はあると思います。そこがちょっと、この計算表を見る限りはみんな一緒になっているので、説明がここからはつかない、私たちですら理解ができないというところではあるので、都民の方が質問されてこの説明を聞いたとしても、適正にお金が使われたのかどうか納得できないのではないかとはいいます。

○西山委員長 今、各委員から御指摘がございましたので、所管部としては、よく財団と

調整して、今後、そのあたり、きちんと、やられているのかもしれませんが、今日の資料にはなかったということです。きちんと検討するようにお願いしたいと思います。

○菱山委員 参考資料一覧の参考資料5の表ですが、指定管理として実施する事業、東京都からの補助金の対象となる事業とかの分類ができていますね。こういう分類は前にはなくて、泉澤委員からも私からも、これではちょっと変じゃないのか、こういうのをちゃんと分けた表を作成して欲しいとの話をしておりました。今回のような資料5というのは前はなかった。だから、これが出てきただけでも、少しは前進したと思っています。

○泉澤委員 一歩前進なのです。あとは、これに合わせた、東京の公金が行っているから、ちゃんとわかるように、マネジメント上は現場の人がちゃんと管理会計をやってくださいという話ですね。

○菱山委員 何年か前からそういう話は出ていたと思います。人権センターとプラザの関係とか、東京都の関係とか、具体的に見えてこないところもあるように思います。

それはそれで、次の話に移ってよろしいですか。時間的に。

○西山委員長 では、報告事項についてはこちらで、そろそろ次の審議事項ということでよろしいですか。

○高田委員 1点だけ。先ほどから出ている個人情報の件なのですが、個人情報保護方針、情報公開要綱というのは従前からあるということなのですか。法令等の遵守の評価の内容のところに、個人情報保護方針を定め適切に対応していると。6に情報公開要綱を定め適切に対応していると書かれているのですけれども、これは今年定めたものではなく、従前からあると。

○川那子課長 従前からの部分です。

○高田委員 これは資料としては、今回ないのですか。

○川那子課長 そのもの自体は。

○高田委員 これは独自のものということですか。

○川那子課長 組織として、センターが定めております。

○高田委員 恐らく、新しいインターネットでの法律相談の実施に関してはそこに盛り込まれていないのではないかと思うのですけれども、その点も含め、確認はさせていただきたいかなとは思っています。定めているのはもちろんいいのですけれども、その内容がどういうものなのかはきちんと精査する必要はあるかと思うので、お願いします。

○西山委員長 それは後ほどということよろしいですか。

○高田委員 はい。

○菱山委員 委員長、すみません、もう一点だけなのですが、最初御説明いただいた資料2の人権プラザの概要及び平成30年度管理運営状況の中の利用者数なのですが、利用者合計が1万3856人ですね。私は忘れていましたが、橋場にありましたときの年間利用者は何れくらいでしたか、ピークのころは。というのは、効果を見たいということです。プラザ

が今のところに引っ越して、あれだけのものができたので、より効果が高まっているのではないかと私は予想してはいるのですが。

○川那子課長 本委員会終了後、回収いたしますと記載した管理状況等の資料をご覧いただけますでしょうか。その資料の中の事業効果、1、2、3、そこに利用者の推移を記載してございます。

○西山委員長 26、27が橋場で、29、30が新しいと、そういう理解で見ればよろしいですか。

○川那子課長 はい。平成26年度、平成27年度は橋場にあったときの数字でございまして、平成29年度、平成30年度が。

○菱山委員 平成26年度、平成27年度の合計が幾らになりますか。赤いのが総合計ですか。

○川那子課長 展示室と図書室としての合計でございます。

○菱山委員 赤いのが総合計。平成27年度はだんだん移行していくような話が出ていた。そうすると、ピークで大体8,000名くらいということですか。8,000名とすれば、1万3000名ということは、5,000名くらい増えているということですから、これはすごいなという、効果抜群と考えていいのかということですのでけれども。

○高田委員 利用者合計には展示室入場者数と図書資料室利用者数の他にプラスされているのですね。利用者合計が1万3856人とあるのですけれども、その内訳としてこの2つがあるのかなと思ったのですが、合計は恐らく9,576人なので、それにプラス何の人数が加算されているのですか。

○菱山委員 展示室と図書室だけで1,000名くらい。

○川那子課長 セミナールームの利用者数でございます。

○高田委員 それは施設利用ということ。セミナールームを使ったということですか。

○川那子課長 はい。

○堀越部長 施設利用といっても、ここは一般には貸し出してはいないので、センターが行う講座などでここを使います。そこに来た方の数などですね。

○高田委員 要するに、イベント参加者みたいなことですかね。

○堀越部長 そうです。

○菱山委員 それだと、前のときも、小講堂みたいな、中教室みたいな広さのところがあって、そこで映画のイベントとかやっていましたね。そういうのを足すと、それなりにあったのかなと思います。それも含めての合計でいけば、大体、今のところは同じような感じのかなと。私はもっとすごい効果が出てきたのかなと思ったのですが、マイナスでないのはいいことだと思います。しかし、現在のプラザ、あれだけのものをつくられて、場所も移られて、そうするとはるかにプラスアルファの効果が出ているのかなと思っていました。前と比べてその辺の効果のほどがどうなのかと思っています。

前は小学校、中学校あたりで校外学習会というか、時間をとって、三多摩あたりの学校とかとも前のプラザの時には来ていたようですね。現在のプラザでも、このデータの中の

団体というのは、学校も含まれているのでしょうか。

○川那子課長 小中学生の利用につきましては、参考資料4「平成30年度事業実績」の11ページを御覧いただきますと、(7)人権学習会の実施で、利用団体の内訳といたしまして、団体数で言いますと、延べのところ、小学校11、中学校22、高等学校4等でございますので、学校全体で41団体の御利用をいただいております。

○菱山委員 そうすると、これは前よりも増えているということですか。前のプラザ時代よりも。

○西山委員長 もし、今、答えられないようであれば、また後ほど。

○菱山委員 後ほどでいいです。今回の効果がどうかということをごいう数より知りたいということです。それから、運営上で、学校教育関係に対しては、現プラザの方はどれだけ対応されているのかとか、前は各学校への出張学習、何と言いましたか、何かやっておられたようで、そういったものの回数とかを報告いただければと思います。そうした運営は人権学習において非常に効果を上げていたという話は聞いておりましたので、そういったことは継続的にきちとなされているのでしょうか。それから、学校への働きかけなどは積極的に、適正になされているのかということとか、東京都の全体的な体系と、プラザがやっている人権の体系の整合性とか、そうしたことも報告があればありがたいと思います。インターネットに出ているのは、「じんけんのとびら」ですが、そうしたものがどれだけプラザのほうで生かされているのか。そうしたことも細かなことですが報告があればありがたい。以上のようなことが管理運用上の内容としてさらに報告があればと思い、願います。

○西山委員長 では、今の御意見も含めて、次回の時にするようにしてください。それからまた、いろいろパネル等もつくっているようですけれども、さらにセンターの知名度を上げて、利用が増えるような形でお願いしたいと思います。

大変申し訳ございませんが、本日の審議事項のほうにそろそろ移ってまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、評議委員会による二次評価について審議いたします。

事務局から、評価委員会による二次評価の案について説明をお願いいたします。

○川那子課長 では、事務局の案につきまして御説明いたします。資料4「東京都人権プラザの評価委員会による二次評価(案)」を御覧ください。

まず、管理状況を御覧ください。人材育成の基本理念として、人材育成方針を策定して人材育成に努めるとともに、職員研修基本計画及び職員研修実施計画を策定し、計画的かつ効果的な職員育成に努めてございます。

また、施設内の巡回や目視点検を行うとともに、車椅子の体験コーナーでは職員が立ち会うなど、施設内の安全確保に努めてございます。

また、緊急時の利用者の安全を確保するため、受付等に設置している警報ブザーの鳴動検査を実施するとともに、緊急時に押しやすい位置に変更してございます。

次に、事業効果でございます。1点目、常設展示を活用した人権学習会の積極的な受入れや企画展示において、新進の写真家による写真展を開催するなど、若者にも親しみやすく、人権について幅広く考えてもらえる展示を行ったことなどにより、展示室と図書資料室の利用者数の合計は9,576人と、平成29年度の利用者数に比べ116.14%となっております。

増加するインターネット上の人権問題に対応するため、平成30年10月からインターネットにおける人権侵害に関する法律相談を新たに開始いたしました。相談件数の合計は1,280件と、平成29年度の件数に比べて、率にして126.98%と、増加しております。

施設利用者アンケートにおいて、施設内の各室や職員の対応などの全ての項目について、回答者の9割以上から満足の評価を得てございます。最寄りの都営地下鉄3駅に電飾看板を新たに掲出し、PRの強化を図りました。

次に、「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」の制定を受けて都と調整を実施し、啓発パネルを作成いたしました。

以上から、事務局の案としては、A評価、管理運営が良好であったということでございます。

以上で事務局からの説明を終わります。

○西山委員長 それでは、ただいまの説明につきまして、御質問、御意見等ありましたらお願いします。

菱山委員。

○菱山委員 これも随分前から言っているところなのですが、人材育成という場合、例えば、具体的に相談担当の方はどういう方を充てているのでしょうか。ソーシャルワーカーとか、カウンセリングの基本ぐらいは学んでおられる方だと思いますが。

○川那子課長 相談員につきましては、都庁の管理職のOBを配置しており、専門機関である日本カウンセリングカレッジが開催するカウンセラーの養成講座を受けております。

○菱山委員 人材育成というのは非常に重要。特に人権部門では相談業務がおざなりになってしまう場合があって、内部的な研修が行われない場合が非常に多いと思います。非常に残念に思います。プラザの場合にはどこまでやっておられるのか、私は具体的に聞いたことがないので、よくわかりませんが、相談業務の人材の内部育成というのは、特にプラザと併任されているとすれば、育成ということは非常に重要な意味を持つと思います。相談件数は増えているみたいで、相談部門をきちっとされているということだと思っています。さらに、相談員の研修の強化などを望みます。プラザの担当の人でも、説明などについても、専門知識があればあるほど、うまく説明ができるとか、いろいろなプラスのことがあると思います。あそこへ行って良かったという声がさらに増加すれば、大きな効果も望めますし、スタッフの皆さんの意欲も一層高まると思います。

○西山委員長 ありがとうございます。

ほかにもございますでしょうか。

○泉澤委員 事業効果の、これはきっと書かざるを得ないだろうな、最後、東京都オリンピック憲章に人権尊重の理念の啓発パネルを作成しましたというのは。団体として書かざるを得ないと。なぜかという、1年前にお願いして、その前から言っていたのですけれども、オリンピックが決まったときからね。絶好のチャンスだね、人権問題を取り扱う東京都の団体として、人権全般を扱うのだということで作られてきている経緯も知っていますから、オリンピックへ向けて、パラリンピックには何か活躍する場があるのではないかと。東京都と何かできないのと言ったのだけれども、パネルで終わってしまったなと思って、残念という気持ちがあるのだけれども、こちらとしては一応、オリンピックに部分的に参加していますよという意味合いで書いたということなのですかね。

○西山委員長 ほかに何か、これ以外にやられていることが。

○泉澤委員 もうちょっとやる役割があるのではないかと私は期待をしたのだけれども。

○西山委員長 パラリンピックの、たしかスポーツ用具の展示もしていませんでしたか。

○川那子課長 オリンピック・パラリンピックということでございますと、人権プラザのパフレットの中を開いていただきますと、特別展示ゾーンとして、オリンピック・パラリンピックの展示をしてございます。同じところに条例のパネルも設置してございます。

○泉澤委員 啓発パネルだけではなくて、より都民に参加してもらうために、そういう展示の整備を行ったとか、そういう形で書き方をプラスアルファに書いてもらったほうが、単に看板つくったのみたいな、これだけだと思われてしまいますので。

○磯崎委員 実際は様々やっているのですね。

○泉澤委員 車椅子の関係とかもやっている。

○磯崎委員 そうです、車椅子の体験だとか、ボッチャの体験をしたりだとか、ブラインドサッカーのボールとか、いろいろなボールもそろえていて、それを体験できるように、専門員の方もついて教えてもらえるなど、いろいろ工夫されているのですけれども、それが表れていない。

○泉澤委員 そうそう。表現がもっと、パラリンピック関連のいろいろな人たちがここに来て参加できるようなものを整備しましたよと書かれたほうが、より効果としてはちゃんとやっていますねということになるのではないかと思います。

○西山委員長 お待たせしました。

○菱山委員 全くそのとおりで、今、私が言いたかったのは、ここの文章を少し書き直すようにということです。これだけではもったいないです。

○泉澤委員 都営地下鉄も、掲示板はいいのだけれども、私は1年前も何とかならないのと言って。都営地下鉄は、基本的に最後はみんな階段なのですね。都営浅草線も大江戸線も、途中までエスカレーターとかあって、途中までエレベーターがあるのだけれども、エレベーターで最後まで行くのは1カ所しかないとか。同じ東京都が関連しているとはいえ違うので、1年前も、芝は何とかならないのと言って。最後、細い階段では行けない。私はあそこをいろいろ関係で利用しているけれども。と言っても、今さらできないけれども、

ここの団体としては、要請はしても動かないことには話にならないのだけれども、もったいないのだね。パラリンピックに関係ある人が来るときに、駅から来るのはいまいち利便性はちょっとねという感じなのでね、私からすると。電飾看板でPRはしていますということで、これにあわせて文書を書き直してもらえれば、パラリンピック関連の施設を再整備しました、案内を充実するとともにとか、そういうふうにされた方がいいと思います。

○西山委員長 ほかに御意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

どうぞ。

○菱山委員 すみませんね、時間ばかり取って。評価ということで、今後の課題ということではないと思います。文章上、例えば、「PRの強化を図った」という表現、これは評価ではなく「そうした」という事業説明ですね。ですから、これは「効果」というときには、「電飾看板を新たに作ったことによって、より多くの人に知られるようになった」というような文章だと「効果」でしょうね。細かいことを言い過ぎかもしれませんが、私としては気になります。この文章だと何かひっかかるなど。だから、看板を新たに作って、そのことにより多くの人を知ることになったとか、そういう表現なのではないですかね。どうなのでしょう。

○西山委員長 事務局、いかがですか。プロセスまでしか書いていないという御意見だと思うのですが、もしそういうものが書けるのであれば。

○菱山委員 それを作ったのでみんなが知るようになったと。本当にそうかと言われてしまうと困るのだけれども。

○川那子課長 おっしゃるとおりで、なかなか定量的に事業効果を示す方法がないので、事実として、事業効果として、文章としてはいかがかという御指摘ですけれども、そこまで拡大してしまうと、客観的に示す材料がないと申しますか。

○菱山委員 事業効果というのは難しいですね。まあ看板を作ることができたというのは事業としての効果と言えるかもわからないですね。表現としては。

○川那子課長 効果があったのだということが伝わるような表現に改めます。

○菱山委員 そういう表現があればいいなど。上の1、2は非常にわかりやすいですね。明らかに効果があったというのがわかるということで。

○西山委員長 では、そこはなかなか難しい部分があるかと思いますがけれども、もう少し工夫をして。

○川那子課長 はい。

○菱山委員 今のプラザについては、場所といい、いろいろな設備といい、やり方によってはもっと効果が上がるものと思っています。

○泉澤委員 いつもAではなくて、Aプラスぐらいにはなってもらいたいと私はいつも思って、だから東京都の3段階評価はだめだよと。必ずAに収束されてしまうので。でも、こちらとしては、もっといろいろやって、Aプラスになりましたと。

○菱山委員 あの設備の内容からしても、3年前にAプラスでいいのではないかと言った

ら、まだ始まって半年なので、これはちょっとやり過ぎだという話になって、Aプラスをやめたのですね。

○川那子課長 ありがとうございます。事務局として受けとめまして、もちろん、いい評価をとってもらうことが大切、我々としてもいいと思っておりますので、引き続き指導いたしますけれども、引き続き御指導等、よろしくお願いします。

○菱山委員 場所といい、設備といい、やり方によっては内容も含め、より拡張が可能であり、より大きな効果を望めると思っています。

○西山委員長 ありがとうございます。

○泉澤委員 最後のところ、写真ありますけれども、体験のいろいろな整備をしたから、その利用者数はカウントされているのですかね。そこまではないかな。

○川那子課長 個別にはちょっとわからない。

○泉澤委員 本当はそういうのをカウントしていれば、事業効果として、オリンピックとか、いろいろなことで整備して、体験コーナーの利用者が増加しているとか、書けるのだけれども、カウントしていないとちょっとね。

○菱山委員 競技用の車椅子、なかなかかっこいいですね、あれ。道路から見ても、「おっと」という感じで、ああいうのはやはりいいなと思いますね。

○泉澤委員 パラリンピックが終わった後に選手に来てもらうという企画はないのですか。

○菱山委員 そういったのがあればね。

○泉澤委員 そういうのを事前に打ち出しておけば、今度、終わった後に、日本の選手だけでもいいけれども、そういう人と触れ合う機会を設けますみたいな。そうしたら、終わってしまった後だから、組織委員会にあまり御迷惑かけずにやれるのではないかと単純に思った次第です。

○西山委員長 ありがとうございます。

どうぞ、高田委員。

○高田委員 1点だけですけれども、場所もアクセスがよくなって新しくなったのに、何で図書資料室の利用者がこんなに減って、減少傾向にあるのですか。今、どこの市区町村も図書館がすごく充実してきて、そこに結構市民が集まっている感じを受けています。なので、新しい施設にもかかわらず、従前の半数以下になっているということですね。ちょっと懸念されるところがあるので、先ほどDVDが古くて、変えられて1500万円かかったみたいなことをおっしゃっていたので、そういうところも含めて、恐らく何らかの方策をとっていかないといけないのかなと、数字だけですけれども、印象を受けました。

○川那子課長 ありがとうございます。図書室の利用者、課題認識としては、事務局としても持っておりますので、御指摘を踏まえて、利用が増える方策を検討して対応していきたいと思っております。

○西山委員長 よろしいでしょうか。それでは、もしほかに御意見ないようであれば、このあたりで二次評価についてお諮りしたいと思います。所管局による一次評価では、冒頭、

事務局から説明ありましたとおり、総合評価はAとなっております。これまで審議をしていただいた事項を踏まえ、二次評価については、管理運営が良好であった施設、Aとしたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○西山委員長 逆に、さらにもっと頑張ってAプラスを目指してほしいという意見もいただきましたけれども、今回はAということでございます。

文言につきましては、特に事業効果のところですね。PRの強化のところについては、何か数字的なものとか、アウトプットがあるのであれば載せてという御意見、それから、最後の条例制定、それから、来年のパラリンピックを踏まえて、パネル以外にもやっていることがあれば、載せていただきたいという御意見がございましたので、そこについては実際やっていることが多々あるかと思っておりますので、文言の修正については、恐縮ですが、委員長の私と事務局で調整をさせていただきたいと思っておりますので、よろしいでしょうか。

(「はい」「結構です」と声あり)

○西山委員長 ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきたいと思えます。

では、これによりまして、本委員会による二次評価が決定いたしました。この評価結果を、私を通じまして所管局長である総務局長に報告させていただきます。

本日は、委員の皆様のご協力によりまして貴重な御意見を賜りまして、また円滑に議事進行を進めることができました、ありがとうございます。報告事項では、情報セキュリティのお話、それから、各事業の収益と費用の明確化のお話という御意見も頂戴いたしましたので、それについては事務局でも今後検討していただきたいと思えます。

それでは、以上をもちまして本日の議事は全て終了いたしましたので、事務局に進行をお返しします。

○川那子課長 委員の皆様、本日はありがとうございます。

本日の評価結果につきましては、ただいま委員長から御説明ありましたとおり、総務局長に御報告いただいた後、所管局による「総合評価」を実施いたします。

総合評価の結果につきましては、都議会第3回定例会に報告するとともに、公表を予定してございます。公表時期は9月初旬となる見込みでございます。詳細が決まり次第、改めて委員の皆様には御案内したいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、令和元年度東京都人権プラザの指定管理者評価委員会を終了いたします。

本日はありがとうございます。

午前11時28分閉会